

前田綱紀と加賀藩の能 — 前田綱紀書簡抄 —

凡 例

- 一 加賀前田藩第五代藩主、松雲公綱紀（法号徳翁一斎松雲院）の能と関わる事績の一端を紹介するため、未紹介の同人の書簡を中心に31点を選んで抄録し、解題を付した。
- 二 うち8のみは綱紀の書簡ではないが、初期加賀藩の能楽の実態を何う好資料であるため、あえて収録した。翻刻したものすべてが金沢市立玉川図書館近世史料館加越能文庫の所蔵である。
- 三 本稿の底本となったのは、『御歴代御書写』第三冊（通し番号1〜7）、『続漸得雜記』第十二冊（同8）、四冊本『御親翰写』第二冊（同9〜28）、同じく第一冊（同29）、一冊本『御親翰写』（同30・31）の計五点で、本稿では便宜上右の順番で配列してある。これらの抄出記事には1から31までの通し番号を付し、また比較的多くの記事を抄出した『御歴代御書写』、四冊本『御親翰写』第二冊の二点については、その冊の中の当該文書の順番を示すべく、文書番号をも付した。
- 四 本稿が主要な底本とした綱紀の親翰集は、いずれも後人の編纂にかかるもので、誤写の少なからざることが危惧される。こうした場合、自筆の親翰の所在を確かめ、それにあたるのが本来ではあるが、膨大な資料を少しでも多く紹介することが当面の目的であるため、自筆書簡の調査収集は別の機会に譲ることとした。
- 五 翻刻にあたっては、底本の体裁を尊重すべくつとめたが、判読の便宜を考え、次のような校訂を加えた。
  - 1 句読点・濁点を補い、また底本の漢字は原則として新字体に改めた。欠字札の空格はすべて削除した。
  - 2 本文に誤写訂正や書き込みがある場合は、正しい本文のみを採用し、訂正以前の形を示さなかった。

棚 町 知 彌  
竹 本 幹 夫  
入 口 敦 志

- 3 官名で記された人名等は、本文右側行間に（ ）で囲んで実名を注記した。そのほかの校訂者注記もこれに準ずる。
- 4 有力な異本が存在し、対校の必要がある場合には、本文右側行間に（ ）で囲んで異文を注記した。
- 5 本稿はもと、前田綱紀時代の加賀藩学芸の実態を調査するための、棚町・竹本と奥田勲氏との共同研究であったが、発表の機会のないままに原稿のみをほぼ完成させていた。このたびCOE関連事業で加賀藩の能楽に関する研究会を催すこととなり、その成果の一部として改稿し、能楽関係以外の奥田氏ご執筆分を除外して掲載するものである。執筆に際しては、棚町が調査・収集・翻刻した本文に、竹本が解題を付し、このたび新たに加わった入口がその全体を再検し、三者で協議を重ねて稿をなした。
- 6 本稿をなすにあたり、金沢市立玉川図書館は資料提供の便宜をお計り下さり、また国文学研究資料館・法政大学能楽研究所は関連資料閲覧につきご協力を賜わった。心より御礼申し上げます。

1 (貞享四年) 三月二十二日付細工奉行宛て「覚」(『御歴代御書写』三。一六、一七―七)

覚

式拾五俵

十五俵加増 都合四十俵

此者精二入相勤、今程近習之用事をも申付二付、右之通二候。弥精二入可相勤之由可申渡候。

式拾五俵

五俵増之都合三十俵

此者細工不宜候へとも、無異儀書物方用事ヲも承候之由達聴二付、切米三十俵

中村 団七

小原 伊右衛門

二申付候。  
右之通可申渡之候。以上

三月廿二日

細工奉行中

惣三郎事書落候故、別二調之候。以上

覚

廿五俵

大山 惣三郎

右細工之様子未見届候得共、父惣右衛門能相勤候二付、せかれ召出候条、右之通先申付之候。弥細工之様子見届候而、追而切米可増之候。弥細工はけミ候様二急度可申付候。

右之通可申渡之候。以上

三月廿二日

細工奉行中

細工奉行召寄可被申渡候。但口上二て、此紙面留置無用二候。

以上式通 松雲公親筆ナリ

細工所の職人(細工人)兩名の加増の通達と、一名の新規召出の追加通達。この三名のことは、加越能文庫蔵『役替加増等記録』貞享四年三月二十二日条(綱紀在國中)に、

一、御加増 拾五俵 都合四十俵 中村団七郎

一、御加増 五俵 都合三十俵 小原伊右衛門

一、御加増 五俵二斗 都合十七俵 伊関新兵衛

一、被召出 二十五俵 土山惣三郎

と連記されているのがそれであろう。うち伊関新兵衛は不明ながら、中村は団七郎の名で、元禄元年・同六年の侍帳に、小原は元禄元年・享保九年の侍帳に、大山(土山は誤写)は享保九年の侍帳に御細工人として名がみえる。また小原は後述する加藤市丞や加藤勘左衛門兄弟とともに、卷子本『吾妻鏡』の紙背文書の分離作業の可否の検討や裏打ちといった補修事業に従事していたことが、同書の付属文書に見える(尊経閣文庫古典籍複製叢刊12『卷子本吾妻鏡』解題13・14・19頁参照)。大山は「ワキツレ」と注記されるが、御細工人が本役の細工以外に能役者兼芸を命じられるのは加賀藩の能制度の大きな特色で、他藩の類例を聞かない。4によれば小原や中村も謡、物着せをそれぞれ兼芸しているが、本文書では三名ともに能役との兼芸には言及がない。なお細工所の能役兼芸については、同文庫蔵『加陽細工所始末』などに詳しい。左にその一部を掲げる。

(A) (前略) 奉行之内一人宛江戸御供相勤、細工人を支配す。殊貞享二年已來御

細工之者共兼芸御能方御用相勤る者数人出来候に付、其指引支配、年々於江戸公儀御役者家の上手共の弟子に被仰付候故、元禄元年以來、兼芸無之者御細工人に不被召出、其以前より数年本役相勤來る細工人共御能方を勤習候故、其指引御国江戸共に御用多、尤御武具・御前道具出来修覆之御用有之時分、多少によらず急緩により昼夜のかまひなく相勤之。然に元禄五年八月、飛州高山之城在番之事初り、御家中御馬廻一組宛に者頭兩人、諸役人少々相加勤之。其節御在府、大河原八郎左衛門前年より御供在江戸に付、御国にハ関屋市右衛門老人有合、高山在番衆中出立相驗之品々年來有來る処、破損修覆或ハ新規之諸式、有限日敷之内、御細工所に於て昼夜をわかず調之。永井織部江戸より金沢に帰、追付發足、其期に到て一事無滞渡遣之。是御細工所第一の急事、本役之勤に相叶者歟。(下略)

(B) (前略) 貞享二年之春より於江戸御城、相公様御能御所望上覽之御事有之二付、御前御能御稽古初まり、地謡拍子方、惣而御能二付脇連・作物・物着せ・御装束仕立・其取扱に至る迄皆御細工人相兼可勤習旨二而、右両様相勤者段々可被召抱旨被仰出。是先年より加藤理右衛門(大藏源右衛門弟子)大鼓を覚え、御能をも相勤候而、紙細工人に被召出、久敷御書物所へ罷出、経師役等相勤來り、其子市之丞寛文十年に紙細工二被召出、御能之時分大鼓役(葛野九郎兵衛弟子)を勤、同弟勘左衛門(同九郎兵衛弟子)延宝六年二右両役を兼被召出、同弟惣太夫貞享元年小鼓(幸清五郎弟子)紙細工を兼勤來るの例を以、其後段々被召出之品別紙帳面之通也。其芸上中下によりて兼芸御扶持方被下之。其巧拙勤方善悪に依て増減取捨可有之御定也。御能方の兼芸而已を專用と致覚悟、本役之勤大躰に相心得、或ハ父祖之家業取失事、是又不心懸候故、近年別而御咎め有之所也。本役第一、亦兼芸其業放逸ならざる様二可相嗜者也。

Aによれば、細工人の能役兼芸は貞享二年以來のことというが、Bでは五代將軍綱吉の所望で綱紀が能を舞うべく同年春より稽古を始め、その相手のために兼芸が奨励されたとする。ただしBの貞享二年は三年の誤りのようで、三年閏三月十五日に牧野備後守より正式の通告を受けて翌日より稽古を開始、二十一日登城して綱吉の能拝見の後、重ねて上意を伝えられ、四月三日に(桜川)を舞ったのが綱紀の初演である。また細工人の能役兼芸自体は貞享以前からすでに行なわれていたらしい(B参照)ものの、細工所の制度が整えられたのは、伊藤甚右衛門・関屋市右衛門・大河原八郎左衛門の三名が奉行となった貞享四年春以來のことらしい。Aの貞享二年の年記も誤りとしてよからう。Aの後半は飛彈高山城主金森出雲守所替えに伴う幕命による高山在番の時の逸話で、細工所の本役の内容をよく伝える。永井織部は加賀藩馬廻頭の正良で在番衆の筆頭。Bの後半は、兼芸の細工人がかなり早くから存在したことを示す好

資料。例に掲げられた加藤父子は、いずれも囃子方であるが、幕府お抱えの家元級の役者に師事しており、当時としては玄人並の経歴。2・4・5など参照。

## 2 (貞享元年) 子年十二月二十二日付書状

〔御歴代御書写〕三。文書番号5)

右兩人年寄候得共、能相つとめ、近所二ても細工申付候間、此度切米五十俵二申付候。  
加藤 喜左衛門  
大山 惣右衛門  
加藤 市丞

此者細工仕あけ、其上鼓も不懈相勤候間、十俵加増、五十俵二申付。

加藤 勘左衛門  
加藤 惣大夫

此兩人今程切米もかろく候間、旁以鼓稽古料可遣候間、相考言上可仕候。以来迄の格にて候間、能々相考尤候。市丞於も弥鼓のやう次第稽古料遣事可有之候へとも、此度ハ先、勘左衛門・惣大夫迄可申渡候。以上。

子年 十二月廿二日

右、松雲公親筆

1 同様加増についての達し文。1の引用文Bに加藤一家の末弟惣大夫が、父兄に続き貞享元年以来小鼓紙細工兼芸の由が見えることや、元禄元年侍帳に記載された姓名・俸禄と本文書の記事とが矛盾しないことから、日付の傍注(原本左上)の「子年」は貞享元年であろう(網紀在国中)。金子喜左衛門は同侍帳に小刀細工とあるが、兼芸の有無と内容不明。4の小刀細工で謡兼芸の金子喜平次(4を参照)。このほかにも金子姓の細工人が少なくない。大山惣右衛門は1の惣三郎の父。これも兼芸の有無と職能不明。加藤市丞は三兄弟の長兄。寛文十年召出。葛野九郎兵衛弟子で大鼓兼芸の紙細工人。父理右衛門の三十五俵と並び、切米五十俵で元禄元年侍帳に載る。葛野流大鼓兼芸の勘左衛門も同侍帳に、三十俵銀五枚とある。この五枚が稽古料であろう(5参照)。幸清五郎弟子の小鼓物大夫については、侍帳に記述がない。加藤兄弟は稽古料の下給が検討されており、網紀も彼らの芸能養成に力を入れていたことが想像される。なお本状は網紀親筆も伝存するが、石川県立図書館編の図録『前田網紀展』62番の写真(62頁)によれば、本文には異同がない。

## 3 年月不明二十日付書状

巻目ノ上

(細工方定 辛未)

〔御歴代御書写〕三。文書番号13)

明後日ハ大札の能にて候間、細工人并子共弟共役義有之輩、時ふく上下等いつも

のこたく可遣候。役者付明日ハ極り可申候。其時分鏡候様ニ、左衛門へ可申渡候。加藤兄弟三人当年ハ拍子度々申付候間、鼓も一丁宛遣可申候。以上。

廿日

近習頭中

右松雲公親筆

本状にも網紀親筆が伝存し、『前田網紀展』62頁に番号を付さずに紹介する。それによれば本文書にはかなりの誤写がある。以下正しい本文と対校する(下が親筆の分)。

大札の能―はれの能 左衛門―八郎左衛門 鼓―皮 廿日―二十二日

「晴の能」に先立ち、近習頭に出演の決定した役者への被け物等の準備方を下達した文。年月・場所ともに不明だが、細工人とその一族が召集されているところを見ると在国中の催しであろうか。末に「当年ハ拍子度々申付候間」の語があるから、年末近い頃の印象。出演の役者「役義有之輩」(ここでは裏方や接待役のことではあるまい)が時服・袴を賜わり、時により鼓太鼓のしらべや大鼓の皮を遣わされるのが、加賀藩における晴の能の先規で、これにはその都度奉行から伺いを立てることになっていた(加越能文庫蔵『定書』所収午年十一月二十八日付文書)。

「役者付」とは能の配役の明細。八郎左衛門は貞享四年より元禄十年まで細工所奉行の職にあつた大河原長博。加藤兄弟は、2などに見える市丞・勘左衛門・惣大夫の三人。彼らに時服・袴のほか鼓の皮をも下給せよとの文言だが、「一丁」というからには「鼓」とあるのが自然で、底本が「鼓」と意改したのもそのためであろう。網紀自身は「鼓一丁分の皮」の意味で使っているのであるか。

## 4 (貞享四年) 十一月二十二日付書状

〔御歴代御書写〕三。文書番号16)

其方共為心得、上中下之趣大抵書付候。随之可令料簡候。

加藤 市丞

紙細工ハ上ニ無紛候。大経師七左衛門ニ押並候故、上ノうへニても有之へく候。江戸にて経師と申シ、両三人用を承者有之候。中々及不申候。其者共ニ申付候細工用ニ立不申、市丞ニ直させ申候ニて相知候。

大鼓ハ中ノ上たるへく候歟。

同 勘左衛門

紙細工中と相ミへ候。近年ハ六ヶ敷細工不申付候。仕上候哉、其段ハ不存候。

大鼓ハ中ニて候歟。

小原 伊右衛門

紙細工下ニて候。

謡も下ニて候と覚申候。一三年ハ謡不承候。仕あけ候哉ハ不存候。

○ 石之印彫申手際ハ上ニて候。其外ノ小刀細工ハ具ニ不見届候。大方ハ中分ニても候半哉。

○ 謡ハ下ニて候も、連役などハ下迄ニも及不申、仕習と申類ニ候。

○ 小刀ほり物ノ手際ハ上ニて候。其外ハ委細不見届候

○ 謡ハ下ニて候。脇連是以下ニて候。

○ 細工下ニて候。四五年已前之事候。其以後仕上候哉。此頃、梅之作花損候所、直

○ させ候手際下ニて候。未仕あげ不申と存候。

○ 謡中ノ下ほとに候。仕手つれ下より少宜方ニ候。物ニより中ニて候。ならし候て、連役は中ノ下たるへく候。

○ 針細工中より上ニて候。

○ 装束ハ下と申物ニ候。独立候てハいまた叶不申候。能ク仕候義と一向叶不申所と有之候故、平均ニて下ニて候。

○ ゆかけ細工中ノ上ほとにても候はんや。是ハゆかけ細工之者当地ニ有之候間、引合候ハ、上中下分明ニ可知申候。

○ 謡中、脇下、脇つれハ中。

○ 繪中。但狩野家ニ合候而ハ、下にて候へとも、細工繪ニ仕候てハ中ニて候。小屏風など罷成候。春悦程ノ繪細工人ニ有之候ハ、上ニ可仕候。

○ 大鼓下。装束ハ終ニ手際不見届候。

○ 右両役あらし見及候分少々書付候。此趣をふまへ、上中下僉儀仕候ハ、仕能可有之かと存、如此候。所詮、上中下、たとい諸人ハ上と申候ても、此方氣ニ入不申ハ中か下と可存候。何も中下と存候ても、此方氣ニ入たる細工敷芸能ニ候へハ、上と申物ニ候。とかく此方用のための細工人ニ候へハ、人ハいかやうニても、此方氣ニ入候処第一ノ上中下と可存候。其方中又ハ小頭共も其通と申物ニ候。爰を合点可仕候。根元中か下ノ細工又ハ芸能ニても、此方上と存ホトニ候へハ、其身冥加に叶たると申ものにて候。然共、何も存寄候上中下をは少も無用捨、有躰二言上可仕義勿論之事候。以上。

十一月廿二日

右松雲公親筆

金子 喜平次

中村 助大夫

金子 助三郎

中村 団七

太田 清兵衛

北島 彦三郎

右松雲公親筆

而役兼芸の細工人の技量を網紀が親しく検分し品評した、参考実例。役者の格付けが藩主以外には不可能であったことは容易に想像可能であるが、後掲の『定書』所収文書の奥にも同様のことが記されている。その具体的凡例については加越能文庫蔵『御細工所格式帳』（貞享四年以後より前後の様子）に次のごとくあることから、事情が知られる。なお『加賀藩御細工所の研究』一・二（金沢美術工芸研究所・平成元・同五）参照。

一、御細工者位付之儀、上中下細工之内、各上中下と三段充ニ可致僉議候。然バ九段ニ相分り申候。此外兼芸之位付も九段ニ而候。又未熟物ハ九段之外ニ而候。此趣、貞享四丁卯年十一月二十二日御真翰ニ而被仰出候事。且又、上中下御切米御扶持方等之御定ハ、元禄三庚午年十一月二十八日御印帳ニ被仰出候事。此趣を以細工諸芸仕上候へば申上候事。

文中の「貞享四丁卯年十一月二十二日御真翰」が本状を指すことは明らかで、一方の元禄の「御印帳」は、恐らく『定書』（表紙に「元禄十四年五月より享保九年七月迄」と表書きがあるがそれ以前のものも含むか）所収の午年十一月二十八日付細工奉行中あて御朱印文書（兼芸役者の役ごとの扶持米や出勤の諸制度などが具体的に記される）がそれに相当しよう。貞享四年十一月は網紀は江戸在府中。あて先は細工奉行の面々であろう。

列記された九名のうち、加藤市丞・同勘左衛門・小原伊右衛門については1・2を参照。中村団七も1に言及したが、元禄二年三月には「御装束着」として松本与四兵衛と「御能可有之時分相談有之様ニ可仕旨」の命を受け（『御細工所格式帳』御能方之儀格式）、知行を下給されるはずが病死し（没年未詳）、せがれ弥次右衛門も病死につき、孫の弥左衛門（三歳）に五人扶持が与えられた（同書、貞享四年以後より前後の様子）。金子喜平次は1の喜左衛門の子。侍帳には見えない。不調法の儀により、元禄七年正月御切米・御扶持方を召し放たれ親喜左衛門に御預けとなったが、同十二年六月、再び召し出された（同書、御細工所常変格式）。金子助三郎は元禄侍帳に、切米二十五俵の小刀細工人として見える。本状によれば造花の修理なども手がけたらしい。元禄四年三月「不儀之品有之」により、細工人不嶋甚丞とともに吟味をうけ、翌月、甚丞は刎首、助三郎は追放となった（同書、同格式）。太田清兵衛は元禄侍帳に切米三十俵の細工人で職名不記の「太田清□」（□は虫損）がそれかとも思われるが、享保九年侍帳に切米四十五俵で「ゆ□け ワキ」とある太田清大夫もおり、あるいはいはずれも同人かもしれない。北島彦三郎は、元禄元年侍帳に三十俵三人扶持の「薄（絵力）書」とある。享保元年九月、道中で負傷し、それより病を得て死亡したが、生前の精勤により御切米は子の儀之進に受け継がれた（同書、貞享四年以後より前後の様子）。儀之進は享保九年侍帳に切米三十俵の「絵 大コ」の御細工人とある。

5 二月晦日付書状

(御歴代御書写) 三。文書番号 33

勘左衛門事例年之五枚ハはや請取由二付、此度品を替へ遣候間、さやうに可相心得候。尤役義懈怠仕事候ハ、不及遣候へとも、打続相勤候二付、遣事候。近習頭共可申渡候間、其方中一人か二人勘左衛門誘引いたし、近習頭共有之席迄出し可申候。目六ハ頭共可相渡候間、あいさつ可仕候。来年よりハ稽古料之品替り申事ニて、此度計之義ニ候故、褒美へ、<sup>(表)</sup>旁右之通ニ候。以上。

二月晦日

右 松雲公親筆

「役義」精勤の賞として、領収済みの例年の稽古料とは別の名目で銀子を遣わすので、「其方中」付添いの上、「勘左衛門」を近習頭の下へ出頭せしめよとの綱紀の下し文。大鼓役兼芸の細工人、加藤勘左衛門への臨時の下給を細工所奉行中へ通達したものである。同人への稽古料下給のことは2に見える。そこで紹介した元禄元年侍帳の「銀五枚」がここでいう「例年之五枚」にあたると思われる。「稽古料之品替り申事」とは、加越能文庫蔵「定書」所収「午(元禄三年か)十一月二十八日付御朱印文書」中、「稽古料銀子遣儀向後可指止候」の条と、その三方条前の、

一、芸能仕習候内者、為扶持方代、銀子或者五枚、或者三枚、或者二枚可遣之候。との両条が関連しているようである。恐らくこの両条は、稽古料の名目を廃止する一方、修業の間は扶持銀を与えるとの一連の措置であろう。勘左衛門の場合は、通達発効直前に「例年」の稽古料を当年分として受取っていたらしく、前年の改正に基づきここで新たに扶持方代を下給すると結果的に二重払いになるのを、当年限りの「褒美」として処理する旨、申し渡したのか。したがって元禄四年の書状かと思われる。二月当時、綱紀は在国中。なお文末の「褒美へ旁々右之通ニ候」の「へ」は衍字であろう。底本は「褒美」を墨減して右側行間に「美」と訂正補記するが、あるいは補入を示す線なのかもしれない。

6 松雲院様御扇子御筆之物

半面

(御歴代御書写) 三。文書番号 36

松雲院様御扇子御筆之物

勸懲事 イテ異風既方右筆いしや等

夕浪ノ汀ナル イウ浪とハ謡問敷、ユフ浪也

宝円寺玄談事

源氏卷ノ名 諸書ニ多クアリ 并次第

同 哥員 表白ノ末ニアリ

同 人ノ名 系図ニアリ 一新番召出

同 書物ノ名 一いて異風召出

同 名所 某外所ノ名 表白ニアリ

6としてここに掲げたのは、全部で三丁分(三十数箇条)ある第36番文書の冒頭一頁分のみ。扇の面に書かれた綱紀の覚え書の写し。綱紀が扇にメモを記すことは、石川県立美術館編『前田綱紀展』解説27番「前田綱紀筆扇面」(二〇〇頁)を参照。能(高砂)の中入前の謡の一節や源氏物語の巻名などの文芸に関わるメモのほか、事務的なことがらも一つ書で雑然と記される。翻刻の分には入っていないが、「一、抱役者扶持増、又新ふち之事」とある一条も見える。なお解題をつけなかった「付札 御扇面きれ」(「御歴代御書写」三。文書番号40)もこれと同性質の文書の写し。綱紀の扇面文書の類例はこのほかにも少なくない。

7 断簡「金春大太夫知己之法」

(御歴代御書写) 三。文書番号 43

今春大太夫知己之法於聞政者亦

以親切寔達人之神知貴賤一撥

七郎氏照

八郎□□

(欄外注記)

今ノ八郎迄元祖ヨリ四十九代也。大大夫ハ今ノ八郎ヨリ四代先也。名人大大夫ハ上代也。

何らかの典拠のある文句らしいが出典不明。七郎氏照(氏昭)は禅竹から数えて四代目の金春大夫で、大大夫と呼ばれた。彼の名の後に「八郎□□」とあるが、恐らくは「八郎喜勝」とあったものか。

欄外注記の「今ノ八郎」とは、宝永五年四十九歳没の金春重榮。禅竹から数えて十代目の金春大夫。元祖(秦大津父か河勝)より四十九代とあるのは何に基づくのか不明。初めに出てくる「大大夫」は喜勝の子で金春大夫の安照、「名人大大夫」が氏昭のことらしい。

8 (享保八年三月) 能大夫竹田権兵衛広貞来書之写

(続漸得雜記) 第十二冊第二十卷所収。一六、〇五一六

一、能大夫竹田権兵衛広貞来書之写

御先代ニハ御扶持人役者中其品一統之様ニて、其趣ハ三段有之由ニ御座候。其子細ハ脇藤春藤勘右衛門・伊藤平右衛門等御小將組ニ入候者上品ニ而、御役者一通リ之者中品、芸之外ニ呉服所相勤候者ハ下品之様ニ御座候と承及候。石井庄十郎呉服所にて小鼓打相兼、舛や忠兵衛ハ太鼓打にて御給銀被下、呉服所相兼申候。是等ハ押立申呉服所ニ而御座候。其外末々之御役者之内、少々呉服御用相勤候者

八人数も承及不申候。石井故仁兵衛ハ抛之筋も御座候故、呉服所相兼候様にと奥村河内殿・横山大膳殿再三被仰聞候得共、右之品故、達而御断申、芸一通りにて、呉服所ハ相勤不申候。舛屋忠兵衛と金春七左衛門与役者之義にて討果、兩人共即時二落命、跡目断絶之後ハ、御役者之内、押立申呉服所ハ無之由ニ御座候。呉服所町人ハ数多御座候内、御役者ニ加リ候ハ御扶持人之格ニ成、一段品宜候旨、依之、無芸之呉服所町人へも祖父権兵衛扶助言等仕候義、過分ニも不相成ニも無之首尾ニ御座候へ共、当御代ニ成、呉服所町人不残御扶持被下、格別結構ニ成申候。其後奢侈之沙汰、御役人衆へ詔諫甚敷仕方等不宜沙汰も有之、何も一代切ニ御扶持方ハ不被下候内、大森三郎兵衛ハ格別之者ニ御座候歟、又ハ惡説無之内、親相果候故か、無相違御扶持方相続仕候。別而當時二条様諸大夫ニ大森手代之縁者有之、榮君様女中之内ニ大森手代之親類被召仕候義、殊ニ御上京之時分、彼者宅にて御服被召替候首尾等未嘗有之儀ニ御座候。其外呉服所ハ唯今菱屋而已ニ御座候。是又御屋敷之名代相兼、大坂御米之義御恩沢無比類事ニ御座候。昔之通ニ御座候者、私式助言も承引可仕候哉。又ハ隣家にて切々心易面会仕候。座興体杯ハ格別立離候。唯今之首尾ニ而ハ御先代与呉服所町人懸隔之為体ニ御座候。其上、公義天和之御書出ニ、町人・舞々・猿楽と御座候故、都而町人よりも私共ハ二等下り候体ニ御座候。是ハ公義・御家格別之首尾ニ御座候。無益之儀ニ候得共、御先代御役者呉服所兼勤候者も御座候間、乍序申上候。公義ニハ觀世大夫事、参州以来御家之大夫にて、御家之大夫にて、年始ニハ御勝手にて御流頂戴仕、御目見ハ熨斗長袴着用、諸大夫之格之所ニて独礼仕候由ニ御座候得とも、御知行ハ不被下置、猿楽配当米被下候。金剛・宝生猶更之事ニ御座候。其外、御役者之内ニハ少々御知行拝領仕候者も有之候得とも、御知行之有無ニ無構、猿楽配当米ハ不残一統へ被下候。御知行而已拝領仕、猿楽配当米不被下候ハ、金春八郎・同八左衛門唯兩人之由ニ御座候。碁打・象棋指・連歌師・舞々等惣て遊戯之芸人ハ悉猿楽配当米にて御扶持被遊候旨ニ候間、此祿物被下候輩ハ、如何様之貴種にても、猿楽之名目勿論之義、幾重ニも難遁事ニ御座候。此輩さへ天和已來も町人より上ニ立候も数多有之体ニ御座候。其上、猿楽配当米被下候大夫之内より御近習え被召出、諸大夫ニ成候も数多有之、大名ニ御取立被遊候も御座候古例有之、不珍儀ニ御座候。御家ニ而ハ御知行・御扶持方・御給銀、一色も左道之名目有之、祿物等被下置候者一人も無御座候。然ハ、公義格与ハ懸隔之相違ニ御座候得とも、京都之町人杯其子細存弁可申様ハ無御座候。唯猿楽と耳存下候より外ハ無御座候。高德院様御代、瑞龍院様御近習え春藤被召出、御小將相勤候所、脇師之家督相続之義ニ付、御暇奉願、其代ニ勘右衛門被召出、是又、微妙院様御小將組にて相勤候。祖父権兵衛兄弟三人ハ春藤勘右衛門より以後ニ被召出候。微妙院様・陽広院様・当御代

迄、御小將組ニ被召仕候。從高德院様御時當御代迄其趣連綿仕候。依之、公義之者共与違、格別品宜敷御座候。然所、相公様初而御入国之年より、御小將組被指除、金沢町奉行衆之支配ニ成申候。此義何之罪科と申、被仰渡も無御座、無味二品下り申候。畢竟、御幼年ニ而、御年寄衆御政務進退御座候時、公義之格杯にて、精敷御養義迄も無之、相改候方御座候与相見申由ニ御座候。就夫、祖父申置、相果亡父申伝候品も御座候。祖父相果候以後段々成下り、此為体ニ沈淪仕、今ニ而ハ、公義之者共よりも猶更品下り候事共御座候。惣而猿楽と申者ニ貴賤古新有之、其貴キハ親王三公迄、朝廷ニ而被奏候義、国史等ニも載申候。神楽を初、本朝古楽余情の猿楽ハ皆貴ク、久米舞・国栖舞等種々之古風・式正・五節之舞之女楽迄、大嘗会に被用、能も其古風一部にて御座候。新猿楽之賤敷者ハ皆游民乞食体之所行勿論ニ御座候。大学頭、博士明衡之「新猿楽記」ニ悉被載置候。其内に能ハ無御座、能之名目・体相ニ似申ものも入不申候。此記の新猿楽之内、今之世ニ残り候ハ、田楽・傀儡子・品玉・琵琶法師・万歳等にて御座候。是ハ猿楽与申名目之通、全体ニ式正も古風も無御座、一円雜伎遊戯にて御座候。唯今ハ能も過半慰物之様に成下り候へとも、実ハ礼儀ニ対シ候。古楽式正根本ニ而御座候。名目ハ古風相違有之候へとも、其実異変無御座候。尤三百余年来、式正今様之外、余情之猿楽体盛ニ成、殊ニ東山殿義政公專猿楽賞翫にて、式正今様ハ希ニ成、猿楽而已繁花ニ被用、剩其名目を蒙り、新猿楽も比類之様ニ被称候。ケ様之義、国乱ニ而、礼楽ニ古式廢亡故、名之不正より朝廷古礼第一之大嘗会絶、朝家衰微故与見へ申候。御家にてハ御代々結構ニ被召仕、御嘉礼ニ被用、聊古楽之本意も立來候処、右之通改り、殊更御自身御能被遊頃より、御嘉式御能之御作法も改り候様子ニ御座候。此上如何様ニ成下り候而も、祖父遺言之限ハいつ迄も堅く守詰、唯一筋ニ難有奉存相勤候外ハ無御座候。乍然、右申上候通り、被下置候祿物ニ猿楽配当米之名目も無御座、相勤候家芸ニ故実相続仕、御代々結構ニ被召仕候所も御座候得ハ、御扶持人之分ハ御能大夫・御能役者など、責而可被称本意有体ニ而御座候。何之道に付ても猿楽と被称候事、真実ハ無理ニて御座候。私体ハ如何様にても成次第ニ候得とも、重キ御家御嘉礼ニ樂之賤敷ハ不相成義、殊更淫樂雜戲之名目を被用候事ハ、御嘉礼之穢之類ニ而も被取用候時ハ、假ニ美名を可被称事ニ御座候。正敷古式口実遺り候実伝之者ニ、汚名を被与候ハ如何成故ニて御座候哉。名之不正ハ民手足の安堵ニ無之本にて御座有間敷候哉。畢竟礼与樂与にて人の容儀を正シ候事、和漢とも実学の上にてハ知可申候。其時ハ古楽式正之遺風而已用ニ立可申候。新猿楽等之淫風雜戲ハ神妙ニ至候共、其容儀ニハ妨ニ成可申候。博識の衆中も樂の事ハ先器音之煩論而已にて、容儀之事ハ実ハ疎略ニ御座候。樂則詔舞と申明又音律の煩敷利口にて万民の教導難叶事と申語抛と奉存候。ケ様に

成下候而も、容儀の事実正名の大義耳頼にて御座候。以上。（可謂雜弁評語）

享保八年三月

加賀藩金春流能大夫竹田権兵衛広貞の、宛先不明の書状の写し。底本の『続漸得雜記』は、『漸得雜記』の著者森田盛昌の子孫の良郷が、同書に倣って文政年間から安政年間にかけて編んだ加賀藩の事物を主体とする隨筆。全五十巻のうち後半二十巻は後人の増補。同内容の書状が『可觀小説』巻七第三（巻数は加越能文庫本による。『加越能叢書』では巻十三。『金沢の能楽』50頁にその一部を紹介）にも所収されているので、主な異文を本文右行間にカッコで囲んで注記した。長大な内容で提出の動機は不明ながら、加賀藩能大夫としての格式・名分に関する要求のようである。

武士以上の厚遇を受けていた猿楽者を一般の武士が嫌ったことは、例えば家綱時代に江戸城の能で役者への御料理下給に際し、御歩衆が給仕をいやがり、膳部を投げ据え立ったまま給仕したりしたため、役者が迷惑して以後町の仕出し料理になったという逸話などに代表されよう（『松雲公御夜話追加』）。一方、扶持を受けながら武士扱いをされないことに対する、能役者側の不満も当時少なくなかった。例えば広貞と同時代の宝生大夫友春などでも、「猿楽」とよばれることに対する抵抗感があったようである。前田藩江戸屋敷大門脇の能役者通用門、「猿楽御門」の改称を用入まで申達し、公儀の「猿楽配当米」を受給していることを理由に綱紀より却下されている（同前）。本状の中で権兵衛が猿楽配当米を受けていないことを根拠に自らの芸能の格の高さを主張するのは、あるいは右の宝生の申達を意識しているのかもしれない。

竹田権兵衛家は金春大夫家の分家で、代々京都に居住したが、広貞の祖父で分家初代の安信（金春大夫氏勝の三男）が寛永五年二月、前田利常に四百石の知行（小姓組）で召し抱えられ、後に竹田と改名して以来、知行こそ父広富の代に三百石に減じたものの、すでに三代に及ぶ名族であった（般若籍文庫蔵「竹田権兵衛家系譜」）。安信の知行目録は左の通りである。

知行所目録

- 一、二百石 加州石川郡鹿島村
- 一、二百石 同 郡 石立村

右除山川竹木、全可知行之状如件。

寛永五年二月十日

（同書）

金春権兵衛どのへ

（加賀藩史料所引『国事雜抄』）

実は当初は安信のみが召し抱えられたわけではなかったようであるが、その間の事情は、『続漸得雜記』（第十冊・巻十八）「正徳元年十月十二日竹田権兵衛書上」に詳しい。

竹田十左衛門。

右十左衛門ハ金春大夫七郎重勝弟金春庄五郎と申者二而御座候。（三代料書）微妙院様元和九

年之頃歟御在京被遊候節、金春七郎二御直御意御座候而、七郎弟三人伝左衛門・権兵衛・庄五郎召連參上仕候。（前掲書）大和守様御取次二而御目見被仰付、伝左衛門二ハ五百石之別に御合力被下、権兵衛二ハ四百石、庄五郎二ハ三百石御知行被下置候。庄五郎後二ハ竹田十左衛門と改申候。

なお般若籍文庫蔵「加州薩州仙台家昔之御由緒之条」によれば、「次男四男兩人者一代切二而絶家仕り」という。

本状は大きく四節に分かれる。まず加賀藩能役者に三等あり、小姓組に入る能役者が上、専業の能役者が中、呉服所と兼業の役者が下といひ、一、下品の兼業役者の家の断絶と町人の身分向上に伴う役者の地位の相対的の下落、二、公儀の大夫とは格別で身分上は武士に準じた前田家能役者の由緒、三、近代加賀藩中での上品能役者の身分の下落、四、散楽・猿楽の分ち目と能の礼楽たるゆえん及び猿楽の称の不当なることを論じる。

第一節は大森三郎兵衛由緒まで。春藤勘右衛門のことは第三節で後述する。伊藤平右衛門は由緒不明、京の町役者の脇方か。石井庄十郎は後出仁兵衛の弟で石井流小鼓打ち、榎屋忠兵衛は『漸得雜記』第四卷「猿楽之事」に觀世流太鼓役者小崎圖書入道句（越前大野の領主織田秀雄の家臣で細川幽斎の太鼓の弟子）の弟子という。石井仁兵衛は石井良芸の弟子で代々京住の大鼓役者。その「抛之筋」とは弟庄十郎が「押立申」したる呉服所であったことを指すか。奥村河内守栄政、横山大膳康玄は加賀藩年寄衆八家の一。太鼓打ち忠兵衛と金春七左衛門との一件は、同様の喧嘩・刃傷沙汰が数多く収録される『加賀藩史料』にも引かれていない。金春七左衛門は、太鼓觀世流の家元を継いだ太鼓金春又右衛門流の芸祖又右衛門重家（法名宗可）の四男で、加賀藩お抱えの太鼓役者（般若籍文庫蔵文政九年金春安住筆「太鼓金春家由緒写し」）。寛永六年五月二日加賀中納言利常郎での演能に金春大夫の（藤水、竹田庄五郎の祝言で太鼓を打った七左衛門が同人であろう。長兄の太鼓觀世流家元左吉重次が文禄四年生れ、五男で太鼓金春又右衛門流二代の五郎右衛門が慶長十年生れ。

呉服所町人とは、第三節にいう「京都之町人」のことであろう。加賀藩御用達の商人に一代限りの俸給を与えたり、大森三郎兵衛と菱屋は別格であったという。二条様とは大納言吉忠、栄君とは正徳二年吉忠に輿入れした綱紀息女直姫である。なお彼ら京都町人については、『微妙公夜話録』に利常没後（忌日万治元年十月十二日）の次のような逸話がある。

京都町人御用相勤申者共、相心に御懇に被遊候旨難有がり、毎月十二日には芳春院（兼野大徳寺の塔頭で利常菩提寺）の和尚を呼非時仕、廻々寄合申候。大森三郎兵衛・桔梗屋六右衛門・菱屋庄兵衛・ぬし道恵・後藤勘兵衛・竹田権兵衛・春藤勘右衛門・石井仁兵衛に候。毎年十月十二日は芳春院宿番に御座候。

また大森は平九（ひらく）流小歌の名手として聞こえ、老年に至り利常御前で芸を披露し、定家筆の掛軸を賜わったとも伝える（同書）。平九は平野九郎左衛門のこと。寛永期を代表する小歌の名手（大倉三忠氏蔵『四座先祖書』）。隆達節の後に流行したとされる実態不明の歌謡が平九流で、森田庄兵衛や葛野九郎兵衛もこれをよくしたという（『色道大鏡』）。

本状によれば初代権兵衛安信は呉服所町人から役者の列に加わった者を弟子に取っていたらしい。また菱屋などは広貞の代になっても交流のあったらしいことを伺わせる。

第二節は公儀の役者との格の相違を京都の町人が認識しないとの苦情まで。「公義天和之御書出」とは、寛文八年四月の禁令に次ぐ、天和三年二月の諸藩の民の帯刀及び服装についての幕府の取り締り令である。これによって、幕府のお抱え役者に対するのと同様の規制が諸藩の役者にも拡大適用されたのである（『徳川実紀』参照）。それを受けた藩としての通達は加賀藩史料所引『改作所旧記』に詳しい。

- 一、町人・舞々・猿楽は縦雖御扶持人、向後刀さすべからざる事。
- 一、百姓町人之衣服、絹・紬・木綿・麻布、以此内応分限、妻子共に可着用之事。
- 一、舞々・猿楽右道断。但役相勤時分は髪斗目不苦事。

次に猿楽配当米とは、豊臣秀吉が開始し徳川幕府が継承した幕府お抱え役者の扶持制度で、元和四年の制によれば一万石に対し一石の割合で諸大名に分担させた猿楽米を役者に分配するものである。「碁打・象棋指・連歌師・舞々」の扶持もこれによったとの指摘は他に管見に入らず、興味深い。

猿楽がさかんに武士に取り立てられたのは將軍綱吉・家宣時代の特色であるが、五座の役者を十分に取り立てた嚆矢は、天和三年七月六日に「金剛座幸藤太郎と云者を召て、伊藤甚右衛門と改称し、二の丸詰衆に命ぜられ、百五十俵の禄を賜はる。是散楽役者士列に入るの始也」（加賀藩史料所引『管網記』）とあるごとくである。詳しくは岩波講座『能・狂言』第一巻（能楽の歴史）一一四頁以下を参照。

第三節は当能役者が公儀の猿楽より格下であるとの苦情まで。利家（慶長四年没）の時代に瑞龍院利長の近習となった「春藤」とは、慶長初年に金春源七郎の後を継いで金春座本脇となった春藤六右衛門であろう。勘右衛門はその子である。なお、加賀藩史料所引『袖裏雑記』延宝九年二月晦日条に、「春藤勘右衛門儀者、並之御役者とは品替候付而、勘右衛門相果候而も、せがれに跡目可被下者に候へ者、万右衛門儀只今より召出、わざをも稽古いたさせ可申旨、辛酉二月晦日御意」という勘右衛門は、二代目で六右衛門の孫、万右衛門は三代目であろう。綱紀の金沢初入部は寛文元年七月であるが、能役者の配属替えが行われ、細工人兼芸以外の能役者が町奉行の支配となつた月日は未詳。それを確認できる史料は享保九年侍帳（金春権兵衛以下の専門の能役者四十八名を「町奉行支配」に分類する）までないようである。

第四節は猿楽名分論。古楽の正風を伝えるのが「正風散楽」の子孫たる能楽、藤原明衡説くところの「新猿楽」（この呼称は権兵衛が嚆矢か）は雑芸遊戯の淫楽と位置付け、能の正統性のあかしとして前者を「散楽」、後者を「猿楽」と書き分けることを主張するのは、広貞の自著「歌舞名物同異鈔」（正徳三年刊）や『徳華問答抄』とも共通する強引な論で、『可観小説』が本状の末に「可謂強弁浮詞矣」と付言するのも主にこの部分に由来しているよう。なお第四節の続稿に相当するような卯（享保八年か）十月十日付権兵衛書状一通も『可観小説』巻七第五に所収される。その第六、七にはこの書状についての鳩巢の問合わせに対する新井白石の考証も付載されている。

9（元禄元年）四月四日付加賀守綱紀書状（御親翰写）二。一六、三八―四五。文書番号3）

先達而如申遣候、去廿八日御能拝見之儀上意有之、当朔日御日限被仰出、昨三日於御本丸御能被遊、御家門方其外大名衆已下数百人被致拝見候。御家門方者御座敷替候処、此度も御同席え被召加、重畳難有仕合候。右之段為可申聞如斯候。謹言。  
貞享四歟（元禄元年） 四月四日 加賀守 綱紀

本多 安房 殿（政長）  
前田 佐渡 殿（孝貞）  
前田 備後 殿（直佐）  
長九郎左衛門殿（尚連）  
横山 左衛門殿（任風）

江戸城中での將軍綱吉所演の能を徳川御三家と同席で拝見したことを国元の重臣たちには知らせたもの。あて先の本多安房（政長）・前田佐渡（孝貞）は加賀藩大老、前田備後（直佐）・長九郎左衛門（尚連）・横山左衛門（任風）は七手頭（人持組頭）で、いずれも年寄衆八家のうち。年記考証の貞享四年は誤り。当時綱紀は参勤の途次にあつた。翌元禄元年のこととするのが正しい。『徳川実紀』同日条に、御三家以下諸大名の見守るなかで綱吉自ら（氷室・屋島・小鍛冶）を舞い、阿部豊後守正武が（野宮）を、齋藤飛彈守三政が（狸々乱）を舞ったとある。

加越能文庫蔵『公儀江懸り候勤方寄帳』（以下「寄帳」と略称）によれば、これに先立ち三月二十八日に綱紀登城のところ、將軍より「於御本丸御能可被遊旨被仰出」、同日老中ならびに牧野備後守に慶賀のため対面する一方で、若年寄衆及び御側衆へ使者を、大奥へ女中御使を差向けた。さらに四月一日には「明後三日御能御拝見之儀被仰出」、台命拝受の謝意を表すべく再び二十八日同様の札が行われた。当日拝見に際しては檜重を一組献上、翌日登城の上、老中及び備後守に対面して御礼言上、若年寄衆・御側衆には使者を遣わし、大奥へは女中御使いをもって御肴一種を献上した。こうし



た手続きは10以降の文書に見える演能に際しても、ほぼ同様の手順で必ず取り行われているが、老中等への参向や使者の儀については、例外的な場合を除き以下言及を割愛したい。

なお本状末の一文は、この榮譽の趣を家中のしかるべき者共に披露せよの意である。こうした披露の儀は江戸藩邸でも同様で、藩主の意を受けた家老職の重臣を通じ、その夜のうちに主だった家臣を呼び集めて行われた。また拝領物等があるときには賓客を招請し、後日に家中にも拝観せしめ、いずれの日も祝儀の能を催すのが通例であった。

### 10 (元禄三年) 五月朔日付綱紀書状 (御親翰写) 二。文書番号3)

猶以、津田玄蕃・前田備前も以別紙可申聞候へ共、事外取込候之条、此紙面一覽候様二可被相心得候。且又前田主税も仕合之趣可被申聞候。以上

去廿六日於御本丸御座之間之御舞台御能被遊候付、御三人方御登城、手前も拝見被仰付、及両度御前へ被召出、特御手自以御目録御屏風拝領之、其上御料理等之筋も御三人方御同席へ被召加、重畳難有仕合候。且又昨日以上使土屋相模守殿御許へ御暇被仰出、時服白銀拜受之。今日御城へ罷出候処、於御座間御目見、段々御懇之上意、御鷹御馬被下之旨御直被仰出、殊以御手自御熨斗鮑頂戴、其後奥村因幡・横山筑後御目見被仰付、時服拝領之。彼是忝御事難述尽紙面候。帰城之上委曲可申聞候得共、先如此候。謹言。

元禄三 五月朔日

加賀守 綱紀

本多 安房 殿

前田 佐渡 殿

奥村 伊予 殿 (時成)

長九郎左衛門殿

横山 左衛門殿

四月二十六日、御三家らとともに將軍御能(老松・自然居士・小鍛冶の各曲。ほかに八島を牧野忠辰が、祝言養老を阿部正武が所演) 拝見を仰せ付けられたこと、就封の御暇を賜わったことなど。『実紀』には甲府宰相綱豊・保科正容・藤堂高久の名も見えるが、拝領物(狩野友清筆龍虎の画屏風)のあったのは、親藩以外では綱紀のみであった。『寄帳』にも二十五日御奉書到来「御能御拝見之儀被仰出」、二十六日拝見、翌日御礼のことが見える。また前田家同様就封の御礼拝賀に鷹馬の拝領と家司御目見が許されたのは、『実紀』によれば尾張家・紀伊家のみ。家司二名の御目見は、元禄元年四月の就封御礼以来の例(『寛政譜』)。奥村因幡(惠輝)・横山筑後(正房)は前田家家老。なお、あて先のうち奥村伊予(時成)は横山と交替して前年十月に下国、たぬに二月に参府の横山がその榮に浴したという(加賀藩史料所引『参議公年表』)。追

而書中の津田玄蕃(孟昭)・前田主税(直堅)は家老、前田備前(貞親)は藩の若年寄。「事外取込」とは、二十二日の帰国を控えつつ、十日には姻戚の諸侯を迎え、また十三日には家中に対し、拝領の屏風披露の能を催すべく、奔走していたためであろうか。十三日の能は宝生大夫父子、十日は不明ながら宝生はじめ四座の大夫の出演か(『参議公年表』)。

### 11 (元禄四年) 六月十四日付加賀守書状 (御親翰写) 二。文書番号6)

去四日可被遊御能之条登城可仕之旨被仰出、途中迄罷出候得共、雨天に付相延候由、従土屋相模守殿預御手紙、令帰宅候。其以後連日酷暑故歎御沙汰無之、一昨十二日於 御座間御舞台御能被遊候。前夕就御触登城致拝見候。御能前後両度御前へ被召出、御懇之上意万端結構成仕合重畳難有御事候。昨日は為御礼御城へ罷上候。右之趣為可申聞如此候。謹言。

元禄四 六月十四日

加賀守

本多 安房 殿

前田 佐渡 殿

前田 主税 殿 (直堅)

長九郎左衛門殿

横山 左衛門殿

奥村 因幡 殿 (惠輝)

村井 出雲 殿 (親長)

前田 对馬 殿 (孝行)

四日の御能の延引と十二日の拝見、翌日の御礼参上のこと。延引の知らせをもたらした土屋相模守政直は老中で月番。『実紀』によれば、この日の能は奥舞台で行われ、御所作は(氷室・安宅・大会)、ほかに田村建頭(八島)と牧野忠辰(祝言呉服)。家門ならびに綱紀以下の諸大名が拝見した。『寄帳』には、六月朔日に四日の本丸御能拝見の仰せがあったこと、十二日の拝見に際しては、檜重のほか、初めて御肴一種を献上したこと、翌日の御礼は老中方ならびに柳沢保明・牧野成貞に対してなされ、若年寄・御側衆や大奥にも使者が立てられたことなどが見える。

あて先のうち、奥村因幡(惠輝)・村井出雲(親長)・前田对馬(孝行)はいずれも家老役で、親長は人持組頭、孝行は若年寄。

昨廿七日被遊御能候間、四時罷出可致拜見之旨、前晚被成御奉書候。依之、右之時刻致登城候処、於御座間、御三人方始何も御目見、追付被遊御能候。前々は御次二而皆々拜見事候之処、此度は御正面之可罷越之旨俄以備後守殿被仰出、御菓子御茶右之御座敷二而被下之。其後於竹間御饗心之節も、御三人方御同席之被召加、御料理相濟、又御正面二而拜見被仰付候。此日は風有之与候得共、御機嫌好、老松・江口・是界被遊候。七過御能相濟、即御次之退出、暫控在之内、無程出御、重而御前之被召出候。いつも御三人方從御前御退候而手前一人罷出候処、昨日は御三人方与一度二可罷出之旨御意二而、良暫御前二罷在、彼是御懇之上意、殊更数年奉願候御講釈をも拜聞可被仰付之旨御誑、其上御三人方始御丁子釜拜領之御目録御手自被下之候。段々存懸も無之仕合、重畳難有御事兎角可申入様無之候より、先右之趣為可相達如此候。謹言。

元禄五 三月廿八日

加賀守

本多 安房守殿

前田 駿河守殿(孝貞)

奥村 伊予殿

前田 主税殿

長九郎左衛門殿

横山 左衛門殿

奥村 因幡殿

村井 出雲殿

二十七日の御能拜見の模様。すなわち、この日初めて御三家と同席で正面より拜見し、以後退出にいたるまで御三家同様の扱いを受けたこと。数年来請願していた御講釈拜聞の許しを賜わり、加えて家門方同様丁子釜(丁子を煎じて室内に香気を立てるための銀製の釜)を頂戴したことなど。あて先のうち、前田駿河守(孝貞)は前年十二月、本多政長とともに五位の諸大夫を叙爵、正月、京都所司代小笠原佐渡守長好と同名のゆえに佐渡から駿河へ改称。

『寄帳』によれば、二十六日御奉書到来、登城のところ、御能拜見を仰せつかり、二十七日日本丸に参上したこと、また『実紀』には、御所作のほか、阿部正武の(田村)、秋元但馬守喬知の祝言が演じられた。

なお本書状には言及されていないが、この日水戸侯の次席に改まった綱紀は、將軍とともに講書することを命じられ、牧野備後や家門諸侯の勧めもあつて、辞退能わず了承した。一族の大聖寺侯前田飛彈守利明の死去による忌みの明けた六月三日、將軍の大学講説に続き、御前において中庸の首章を講じた。その後饗膳、御囃子・御仕舞

があつた(加賀藩史料所引『政隣記』『松雲公御夜話』など)。

猶以今般御菓子御料理三方薄ノ盤二被仰付、御茶も台二而被下之、重々結構成仕合候。随而去月廿九日、岩松殿より結納之祝儀首尾好相濟、当月六日御老中招請、万端無残所、彼是令大慶候。此等之儀相統候故、右仕合之趣早速令申聞候。以上。

去廿六日御講談御能被遊候条可致出仕之旨、其以前被成御奉書候付而、登城候之処、於御座間御三家・甲府殿御対顔、自分も御目見仕、追付論語雅也篇之内御講釈拜聞被仰付、御講以後各御表迄退出、無程又御座間之召之、御能拜見且亦御三家之方御同席二而御菓子御茶御料理頂戴之、御能相濟、重而御前之被召出、御文台・御硯箱拜領之御目録御手自被下之。誠以重畳忝仕合員加至極御事候。將又、去十八日、歳暮之御内書初而被成下御判、難有次第候。此儀乍序申達候。謹言。

元禄七 五月十四日

宰相

本多 安房守殿

前田 駿河守殿

前田 主税殿

長九郎左衛門殿

横山 左衛門殿

村井 出雲殿

二十六日の御講釈・御能拜聞・拜見のこと、その席次・待遇が家門並であつたと、拜領物目録頂戴、前年歳暮の時服献上に対する御内書頂戴のこと。また、御菓子・御茶を盤台に載せて賜わつたこと、岩松殿結納祝儀・老中招請御能のことなど。国元の年寄衆あて。なお本状は加賀藩史料所引『政隣記』にも引かれ、『御親翰写』とは若干の異同がある(異文傍注)。

11にも紹介したが、四書五経の講釈を諸大名に聴講させ、その後饗膳を賜わつたうえ、能・囃子・仕舞等を拜見せしめるのが綱吉の好みで、諸大名はその意を迎えんがために、競つて拜見・拜聞の仰せ付けを請うたものである。『寄帳』によれば、四月朔日に御講釈拜聞・御能拜見が仰出され、二十四日に御奉書到来、登城のところ二十日の日限が仰出された由。また『実紀』によれば、將軍が論語を、水戸中納言光圀が大学を講じ、能の御所作は(江口・安宅・乱)、ほかに(氷室)を前田飛彈守利直が、(忠度)を本多下総守康命が舞つた。

署名の宰相は、前年十二月に綱紀が参議に昇任したためで、「相公様」の称号も同年末に定められたもの。また、追而書の「岩松殿」は後の芸州公浅野備後守吉長がこの

時十四歳。元禄五年六月、網紀息女節姫と吉長の縁組が幕府より申し渡され、同年十一月、輿入れした。正式の結納は七年四月だったことがわかる。

前田邸の老中招請能は、五月六日、任官祝賀と、元禄五年九月の就封の暇の時賜わった御筆の絵(『政隣記』)によれば「深山画眉鳥」の題の披露とを兼ねて行われたもので、月番老中土屋政直を除く三老中と若年寄秋元但馬守などが招かれた。(高砂(觀世)、(東北(宝生))、(養老(金剛))、(末広(鷲仁右衛門))、(福の神(大藏弥太郎))が演じられ、老中退出後、(羽衣・田村・通小町・花月・狸々)が引き続き演じられた。さらに同二十九日には、浅野綱長・岩松父子らを招いて九番の祝儀能を催した(加賀藩史料所引『政隣記』。なお同じく『重輯雑談』には六日の詳しい番組あり)。

#### 14 (元禄七年) 七月四日付宰相書状

(『御親翰写』二、文書番号10)

去晦日、以戸田山城守殿、国許へ御暇被仰出、時服・白銀拝受之、翌朔日、登城於御座間御目見、御懇之上意、御馬拝領之御手自御髪斗鮑被下之、且又来三日御講釈可被遊之由御意之趣御老中被申渡之次、奥村志岐・前田対馬御前へ被召出、其上時服羽織頂戴之、重畳忝仕合候。然者、昨三四時過罷出候処、此節も御座間二而御目見、辱御誼之上、易乾卦御講談被遊、拙講をも被聞召、御筆之御大文字拝戴之、特御実名之儀御直申上候得者、即刻被染御筆、別而難有御事候。其後於雁間、御料理御茶被下之、追付御仕舞拜見、殊更来年迄之義候間、何二而も可奉願之旨仰付而、無憚願之通申上、数多拜見、其上御餞別之思召候哉、狸々乱被遊、御茶をも被下可罷帰之旨上意重々忝次第、誠以冥加之至不過之候。此等之趣為可申聞如此候。謹言。

元禄七 七月四日

宰相

本多 安房守殿  
前田 駿河守殿  
前田 主税 殿  
長九郎左衛門殿  
横山 左衛門殿  
村井 出雲 殿

元禄七年六月三十日、老中戸田山城守忠昌を通じ就封の暇を仰せ下されたこと。翌朔日御礼登城の御目見えでの拝領物のこと。三日の御講釈拜聞の仰せ付けの際、奥村志岐(愚輝。前年七月の参勤に先立ち因幡より改称)・前田対馬の両家司に拝謁・被け物を賜わったこと。三日の易経御講談、御所望による網紀講釈と御筆の大文字ならびに直筆署名拝領のこと、御饗膳の後の御仕舞に所望を許され、かつ餞別に(狸々乱)を御所作のことなど。

『寄帳』によれば、同年閏五月に御講釈拜聞と御筆の文字拝領を願ひ出て許され、以下同上の手順で当日に至ったことがわかる。また『実紀』によれば、同じく願ひ出ていた保科肥後守正容とともに拜聞が仰せ付けられ、両名も論語(『政隣記』)によればともに為政篇の一章)の講釈を行った。

なお、この日料理まで賜わったのは網紀一人で、拜聞・講釈に際して手をつくことなく顔を上げたままであることも許された。饗膳の後両名とも御仕舞拜見、網紀も命により仕舞を舞った。將軍への御仕舞の所望は何なりとの御意により、暑中のことゆえ早いものを遠慮し楽か羯鼓物を願ひ出たところ、来年の参勤までの名残惜しみに遠慮は無用ゆえ(熊坂)か(舟弁慶)をとの御意で、前者を所望申し上げたという。拝領の大書は「徳不孤」の文字で、左端に実名「綱吉」を小書する(現存)。紀州侯・甲府宰相もそれぞれ三文字の書を賜わったという。七月二十六日には保科肥後守や浅野綱長・岩松父子を招き御筆披露と能九番があり、翌日には牧野成貞の孫牧野大藏美成や本庄因幡守宗資を客に迎えて室生大夫らによる能・仕舞があつたが、これは任官祝儀の一連で、拝領披露ではない。さらに帰国後の九月十三日にも城中において御親筆披露の儀と祝儀能が行われた(以上、加賀藩史料所引『政隣記』他)。

#### 15 (元禄九年) 二月十八日付宰相書状

(『御親翰写』二、文書番号11)

内々奉願候御講釈去十五日於御座間拜聞被仰付、其後御料理被下之、重而御座間へ被召出、御仕舞拜見、其上御花入拝領之。殊御目録御手自頂戴之、重々難有仕合冥加之至候。此段為可申聞如此候。謹言。

元禄八歟 二月十八日

宰相

本多 安房守殿  
前田 駿河守殿  
前田 主税 殿  
横山 左衛門殿  
村井 出雲 殿

日付注記の元禄八年二月には網紀は在国中。元禄九年の誤りである。二月十五日の御講釈拜聞・御饗膳・御仕舞拜見・御花入れ拝領のこと。『寄帳』によれば、九年二月二十四日老中大久保加賀守忠朝に聞番が呼ばれて、明十五日の拜聞を仰せ付けられた。『実紀』同日条には、御三家や甲府宰相らの家門方ならびに網紀・松平讃岐守頼常の願ひによるもので、家門方と網紀には銀花瓶を賜わるとある。仕舞の番組は不明。『柳宮日次記』にも見えない。

16 (元禄八年) 七月二十六日付宰相書状

〔御親翰写〕二、文書番号11

去十八日、無異儀令到着、追付御老中え以参申入候処、達上聞、翌日以上使土屋相模守殿御懇之上意、且又昨日於御座之間、参府之御礼被仰付、忝御誼之上、御手自御熨斗鮑被下之。御講談・御能御仕舞之願於御前申上候得者、涼成可被遊との仰二而、重疊難有仕合候。殊更奥村老岐・前田備前御目見仕、是又冥加至極之御事候。右之趣為可申述如此候。謹言。

元禄八 七月廿六日

宰相

本多 安房守殿  
前田 駿河守殿  
前田 主税 殿  
長九郎左衛門殿  
横山 左衛門殿  
村井 出雲 殿

参勤の御礼について。十八日に江戸着、老中に参府の由を申し入れたこと、翌日老中土屋相模守が上使として出向のこと、二十五日には登城して拜謁を賜わり〔「実紀」には「不時朝会」という〕、そのおり御講談拜聞・御能御仕舞拜見の儀を願ひ出、涼しくなつてから行つとの上意に接したこと、また家司両名のお目見えのこと。いずれもおおむね先規と同様の次第である。〔寄帳〕や〔政隣記〕も本状の内容と大差なし。

17 年次不明十一月十八日付本多安房守宛〔御名〕書状 (〔御親翰写〕二、文書番号11)

猶以駿河守えも宜相心得可被申聞候。将又山城守殿え手前致持参覚書之写差越之申候。尤不及返進候。以上

内々承候其方孫女之儀、頃日山城守殿え参候時分申入候処、各へ御相談追而可有御指図之由二而、一昨日本多弥兵方被招之、惣而公家衆え之縁組之儀、近年難調候得共、其方之儀ハ洞院殿え由緒も有之、各別二候間、勝手次第之旨従手前可申聞由御老中御差図之旨弥兵方其晩被参、直二参届之候条、此段同氏主殿え相達可被申候。公家衆へ之縁組候故、公儀向如何与申出兼候処、存之外早速首尾能相調、其方同前大慶仕事候。一昨夕為御礼山城守殿え奥村老岐差遣申候。弥兵方も事外悦被申候。此段為可申聞如此候。謹言。

元禄六歟八歟 十一月十八日

御名

本多 安房守殿

あて先の本多安房守政長は陪臣ながら五万石の本身で、父の初代安房守政重は幕臣佐渡守正信の男、母は参議西洞院時直の女で烏丸光広の養女。本状の趣意は、政長に孫娘を母の実方の西洞院家に嫁がせんと希望があり、綱紀も了承して、老中戸田山

城守忠昌に対面のおりその旨申し入れたところ、老中の間で協議の上、幕臣で政長には甥にあたる本多弥兵衛政法を通じ、難儀ながら特例をもつてさし許す旨の指図が下つたので、政長の嫡男主殿政敏に伝達せよ、心配していたが上首尾で大慶の至りである、山城守へは奥村老岐守惠輝を派遣した、なお、以上の趣を前田駿河守孝貞にも伝えよ、また山城守へ持参の覚え書きの写しを与える、というもの。

〔当邦諸侍系図〕によれば、主殿政敏の早世した長女が西洞院時光の室の由。时光は権中納言時成の嫡男で、延宝二年生れ。同八年叙爵。貞享三年閏三月十三歳で元服、侍従。元禄元年少納言、同三年正月正五位下、同年五月解官開門、同九月遷任。同七年十二月従四位下。宝永三年非参議従三位。同六年没。三十六歳(公卿補任)。なお元禄元年三月伝奏衆を通じ、幕府より方領百石を下行(「実紀」)。

本状と直接関連する史料は未見。本多弥兵衛は恐らく幕府使番としてこの件に関わつたはずであるが、彼が使番だつたのは、元禄二年五月から同八年七月の間。また奥村惠輝が老岐と改称したのは同六年七月頃である。従つてこの書状は、元禄六、七兩年の間のものと考えられ、月日の肩書注の八年は誤りの可能性が高い。なお、追而書にある前田駿河は政長と同格の諸大夫として、ともに藩の筆頭の年寄衆であるために、この縁組の首尾を知らせる必要があつたと思われるが、長九郎左衛門尚連が叙爵して、加賀藩の諸大夫が本多政長・前田孝貞の両大夫の体制から、尚連を加えた三大夫になつたのは、同八年十二月のこと。戸田忠昌の老中職在任は同十二年まで。

18 (元禄八年) 十二月十九日付宰相書状 (〔御親翰写〕二、文書番号15)

尚以重々忝仕合難尽紙上候。猶奥村老岐・前田備前可申達候。以上。

内々奉願候御講釈去晦日於御座間拜聞被仰付、其後御料理被下之。重而御座間え被召出、御仕舞拜見、其上八丈織五十端拜領之。殊御目録御手自致頂戴、重疊難有仕合候。将又昨十八日可被登城之旨前日御奉書付而罷出候処、御老中并柳沢出羽守殿・松平右京大夫殿列座、家老一人諸大夫被仰付候由、土屋相模守殿被仰聞候。誠以段々結構成仕合冥加之至不過之候。右之趣為可申聞先如斯候。追付使者差越候条委曲其節可申述候。謹言。

元禄八 十二月十九日

宰相

本多 安房守殿  
前田 駿河守殿  
前田 主税 殿  
長九郎左衛門殿  
横山 左衛門殿  
村井 出雲 殿

元禄八年十一月晦日(三十日)の御講釈拝聞の首尾と十二月十八日の前田家司一名の諸大夫仰せ付けのこと。

【実紀】には、甲府宰相ならびに御三家、網紀・井伊掃部頭直該・松平讃岐守頼常が中庸を拝聞し、家門と網紀とに拝領物があつたという。『寄帳』では、十一月二十八日に御講書の日限を明後日とする旨の上意があり、晦日に御講書拝聞・御仕舞拝見・八丈織拝領の由が見える。加賀藩史料所引『政隣記』によると、御饗膳は西湖之間で賜わり、その後御仕舞を数度拝見、網紀も舞い、終了後、將軍家手づから目録を賜わり、八丈嶋(八丈絹の縞物)五十端を拝領したとある。

十八日の登城のこと、『寄帳』によれば老中や側用人二名のほか、本庄因幡守宗資および若年寄衆も列座の由。一名の家老とは、本状あて先の年寄衆のうちの長九郎左衛門尚連で、この日従五位下大隅守に叙任された(加賀藩史料所引『御年表』)。

19 (元禄九年) 四月六日付宰相書状

〔御親翰写〕二、文書番号17)

内々奉願候付而、一昨四日於御座間中庸御講釈被遊、其後御料理被下之。重而御座間え被召出、御能拝見被仰付、且又孺子十卷拝領之。殊御目録御手自致頂戴之、重々難有仕合冥加之至候。此段為可申聞如斯候。謹言。

元禄九年 四月六日

宰相

- 本多 安房守殿
- 前田 駿河守殿
- 長 大隅守殿(尚連)
- 前田 主税 殿
- 横山 左衛門殿
- 村井 出雲 殿

元禄九年四月四日の御講釈拝聞・御饗膳・御能拝見・拝領物の次第。

【実紀】によれば、家門・網紀ほか井伊直該などの諸大名の拝聞。御能は(難波・東北・小鍛冶)の三番に、池田丹波守輝録の(田村)、加藤佐渡守明英の(西行桜)が加わつた。加賀藩史料所引『政隣記』にはやや詳しい記述がある、すなわち、中庸は「舜其大知也」の一章、竹之間で御料理頂戴の時、御能と御仕舞のいづれの拝見を願うかと下問があつた。面々が皆御能拝見を願ひ出、(難波・東北)の二番と決つたが、さらに(小鍛冶)の追加を願ひ、丹波・佐渡両名の能をも所望し、都合五番の能となつた。15の拝聞・拝領から一月半ほどしかたつておらず、網紀の感激措く能わざるものがあつたという。

【寄帳】には、三月二十八日に御講釈・御能・御仕舞拝聞拝見仰せ付けを願ひ出て許され、四月朔日に日限仰せ出し、四日当日、拝聞・拝見・拝領の儀が行われたが、御

能俄かの儀ゆえか、御献上物無用の旨仰せ下されたとある。

20 (元禄十年) 七月二十八日付宰相書状

〔御親翰写〕二、文書番号19)

去廿五日到着候之処、早速達高聴、翌日被成下土屋相模守殿、御懇之上意、今日於御座間参府之御礼被仰付、種々難有御詫殊御手自御熨斗鮑被下之、且又御講釈御能御仕舞之義奉願候付而、寔に忝御内意、次前田対馬・前田備前御前え被召出、重畳冥加之至難有仕合候。先右之趣為可申聞如此候。謹言。

元禄十 七月廿八日

宰相

元禄十年七月の参勤御礼の次第。二十五日江戸着、二十六日上使出向、二十八日参勤御礼登城、御講釈・御能・御仕舞の拝聞拝見御願ひ嘉納の内意および家司両名の拝謁と、ほぼ例年の参勤御礼の通り。加賀藩史料所引『政隣記』によれば、二十五日に老中方・井伊掃部頭・本庄因幡守に挨拶廻りをした際、老中に御講釈御仕舞の儀を願ひ出ていたらしく、二十八日の御目見えでは、在国中の度々の使者呈上と網紀息災を嘉賞された後、涼しくなつてから講釈・仕舞を行う旨の上意があり、かつ対馬・備前の拝謁が仰せ付けられた。以上の次第は同日中に江戸屋敷中に触れられ、金沢においては、本状到着後の八月十五日、出仕の面々に年寄衆より仰せ聞かせた。なお、この度の上使出向・参勤御礼のことは、『寄帳』にも見える。

21 (元禄十年) 十月十五日付宰相御字書状

〔御親翰写〕二、文書番号20)

内々奉願候付而、去十一日於御座間論語御講釈拝聞被仰付、其後御能拝見御料理之節も御三家方御同席え被召加、且又錦并段子色々十卷拝領、殊御目録御手自被下之、重々難有仕合冥加之至候。此段為可申聞如斯候。謹言。

元禄十 十月十五日

宰相 御字

- 本多 安房守殿
- 前田 駿河守殿
- 長 大隅守殿

元禄十年十月十一日の論語御講釈拝見と御能拝見、御饗膳、拝領物の次第。『寄帳』によると、九月二十八日の登城の際に拝聞拝見の儀を願ひ出て内意を賜わり、十月朔日に日限を仰せ出され、十一日に拝聞拝見拝領の儀があった。『実紀』には家門・網紀ら諸大名の拝聞と、猿楽のみ伊達綱村・島津綱貴・佐竹義苗・浅野吉長・池田政倚の諸侯にも拝見せしめ、各々に御料理を賜わったことが見える。番組は、(東北・邯鄲・祝言(弓八幡))を將軍が、(竹生鳥)を阿部豊後守正武が、(柏崎)を中根大隅守正延が所演。拝領物(金入り五巻・錦二巻・緞子三巻)があったのは家門と網紀のみ。拝領の御巻物を藩邸まで運んだ御徒目付以下の幕吏に、料理が振舞われたのは勿論である(『政隣記』)。

22 (元禄十一年) 五月二十七日付宰相御判書状

〔御親翰写〕二、文書番号23

内々奉願候付而、昨廿六日於御座間御能拝見被仰付、其上如前々御三家方御同席え被召加、其後於御前、御重硯拝領殊御目錄御手自被下之、重畳難有仕合冥加之至候。此段為可申聞如斯候。謹言。

元禄十一年 五月廿七日

宰相 御判

- 本多 安房守殿
- 前田 駿河守殿
- 長 大隅守殿
- 前田 主税殿
- 横山 左衛門殿
- 奥村 壹岐殿
- 村井 出雲殿
- 奥村 伊予殿

元禄十一年五月二十六日の御能拝見と拝領物の次第。『寄帳』によれば、十五日登城の際に十八日の御能拝見の旨を仰せ出され、当日雨天のため順延した由が見えるが、それが二十六日に行われたものであろうか。『実紀』によれば、家門・庶流・網紀以下、溜話・大留守居・老臣の子・牧野備後守成春の拝見。加賀藩史料所引『政隣記』に、將軍御所作として(高砂・自然居士)を舞うことになっていたのを、網紀の願ひにより(翁)に変更、一同の重ねての願ひによりさらに(乱)をも舞い、そのほか阿部豊

後守の(田村)と中根大隅守の(江口)とがあったという。またこの日、藩邸における拝領物の搬入路を、大門・玄関大式台・竹之間・次之間と変更する家中の決定もなされた(従前は裏の中式台から)。

23 (元禄十二年) 十二月十三日付宰相書状

〔御親翰写〕二、文書番号30

御端書 御親翰

猶以御能組差越之申候。以上。

最前如申入候、先月廿六日四時可致登城之旨被仰出候付而、其節罷出候之處、追付於御座間御目見被仰付、無程御敷舞台二而御能被遊、御三人方御同席二而拝見被仰付、脇狂言之内御菓子被下之。松風相濟御中入之節、清湖間二而御料理被下之、重而御座敷え罷通、追付自然居士之御能初、祝言相濟、御次え退、頓而御三人方一同二御前え被召出、色羅紗五端御手自御目錄頂戴之、誠以難有仕合候。且亦一昨十一日為上使以北条右近大夫殿御懇之上意、殊御槍重拝領之、冥加至極之御事候。右之趣為可申聞如此候。謹言。

元禄十二年 十二月十三日

宰相

- 本多 安房守殿
- 前田 駿河守殿
- 長 大隅守殿
- 前田 主税殿
- 前田 對馬殿
- 村井 出雲殿
- 奥村 伊予殿
- 前田 備前殿
- 本多 主税殿 (政敏)

元禄十二年十一月二十六日の御能拝見の次第。命によつて登城の後、直ちに御目見え、ほどなく御能があり、御三家同席にて拝見、脇狂言のうちに御菓子拝受、中入に西湖之間で御饗膳、再び御能の後、御三家同様に色羅紗五反を拝領したこと。および十二月十二日に上使北条右近大夫を通じ、御懇ろの上意と槍重とを賜わったこと。なお、31は本状の異本で、ほぼ同文。

『実紀』によれば、二十六日、家門・網紀・松平讃岐守頼常・酒井雅楽頭忠孝の願ひにより御講書の儀があり、続いて能が舞われた由であるが、本状はなぜか講書の儀に言及しない。また追而書に言う御能組は24。

十二月十二日の上使のことは詳細不明。同月二十八日の世子吉徳の公界始(網紀女婿浅野吉長邸の訪問)につき、老中秋元但馬守に伺いをたて、その指示を得ていた由

であるが(加賀藩史料所引『前田家雜録』)、あるいはそれと関連するか。

24 (元禄十二年) 十一月二十六日御能組

御別紙 半切

十一月廿六日

御能組

御白鬚

忠度

黒田豊前守

御松風

御自然居士

松平飛騨守

祝言 狸々

23の追而書に言う御能組で、本来は23の書状に添付されていたものであろう。23によれば(松風)の後に御中人(休憩)があった。加賀藩史料所引『前田家雜録』に(自然居士)を誤脱するものこれと同じ番組を収めるほかは、『柳営日次記』同日条に曲名を記すのみ。当日の詳しい番組は管見に入らない。

25 (宝永四年) 九月四日付宰相書状

此表御静謐

公方様・大納言様益御勇健被成御座、去月晦日為若君様御誕生之御祝儀御能被仰

付、今月三日於西丸も右御祝儀之御能有之候処、天氣能、諸事無残所相濟、千秋万歳日出度御事候。兩日共見物被仰付、度々御前へ被召出、其上西丸御能之節、家千代様へ初而御目見仕、寔以重疊難有仕合候。若狭守儀も兩度之御能見物被仰付、家千代様へも致御目見、是亦忝次第候。右之趣為可申聞如斯候。謹言。

宝永四 九月四日

宰相

本多 安房守殿(正敏)

前田 近江守殿(直堅)

村井 出雲 殿

横山 求馬 殿(貴林)

奥村 数馬 殿(温良)

本多 図書 殿(政冬)

前田 修理 殿(知頼)

成瀬 内蔵助殿(当隆)

宝永四年、徳川家宣男家千代誕生を祝って行われた八月晦日の祝儀能(本丸か)、九月三日の西之丸での祝儀能と、家千代君への拝謁のこと。ならびに拝見・拝謁の儀は若狭守も同様であること。

兩度の能のことは『実紀』に見えるが、それによると共に三番叟の風流をとまなう翁付の能。開口付き。八月晦日の分は能が(高砂・田村・東北・善界・祝言(老松))、狂言が(末広がり・栗焼)、九月三日の分は能が(弓八幡・屋島・羽衣・張良・祝言)、狂言が(麻生・茶壺)。配役不明。いずれの場合も、家門と二十万石以上の大名は折一合、十萬石以上の大名は檜重一組ずつの献上を命じられた。

宝永元年十二月、綱吉の後嗣に定められた甲府宰相綱豊は、家宣と改名し、以後西之丸に起居していた。その息家千代は、四年七月十一日、西之丸で誕生。母太田氏。同年九月二十八日没。また若狭守は綱紀世子の吉徳。元禄十五年、元服して正四位下少将に叙任、若狭守を称す。時に十三歳。

あて先のうち、本多安房守は隠居した政長の息正敏、前田近江守は主税直堅で、いずれも横山左衛門英盛とともに元禄十五年四月に叙爵、諸大夫となったもの。横山求馬・奥村数馬は年寄並の月番加判、本多図書以下は家老職。加判者の多くが年寄衆の子息。

26 (宝永三年) 正月四日付宰相書状

為年始之祝儀、自定番頭、諸組頭、鎗奉行、町奉行、新番頭、歩頭、持弓持筒頭、留守居番、諸番頭横目、使番、少将横目、細工奉行、組附使役寄合并隠居之面々、

表小將、大小將、馬廻、組外射手異風、既方、遠所在留并組附未申付諸士、新番小頭、儒医茶堂頭、坊主頭、料理頭、歩者小頭、鷹匠小頭、算用者小頭、細工者小頭、其外諸組之与力及町奉行支配之輩、太刀・馬・青銅到来候。欣覚候由可被申聞候。謹言。

宝永三 正月四日

宰相

本多 安房守殿

前田 近江守殿

村井 出雲 殿

奥村 兵部 殿(明敬)

宝永三年正月、国元よりの年始の祝儀到来の礼。綱紀は在府中。家中一同で、太刀・馬・銭を藩主に奉るのが年始の嘉例となっていたらしく、『御親翰写』二の文書番号58(宝永五年歟正月四日付、本多安房守・前田近江守・前田美作守・村井出雲守あて宰相書状)、同じく72(正徳元年歟正月四日付、本多安房守・前田近江守・村井豊後守・奥村伊予守あて宰相御字御判書状)に大略同文もしくは類文が見える。本状に列記される職名は、おおむね諸頭以下の面々で、しかもすべてを網羅しているわけではないが、このほかの諸士からも年始の礼が寄せられたか否かは定かではない。なお、あて先のうち奥村兵部は数馬の兄。家老並の月番加判。

27 (宝永七年) 十一月十四日付宰相書状

〔御親翰写〕二、文書番号71)

今月朔日登城候処、来四日御能被遊候間可致拝見旨以御老中被仰出、忝仕合候。然共、尾張殿御痛所有之、御出難被成二付相延、昨十三日尾張殿・水戸殿御登城、手前も御同席之被召加、御能拝見、其上御手自以御目録鈍子十巻致拝領、重畳難有次第候。此段為可申聞如斯候。謹言。

宝永七敷 十一月十四日

宰相

- 本多 安房守殿
- 前田 近江守殿
- 村井 豊後守殿(親長)
- 奥村 伊予 殿
- 本多 図書 殿

宝永七年十一月朔日に日限を仰せ出された御能が四日より十三日に延引となった事情と十三日の拝見の次第。

尾張侯の「御痛所」の詳細は不明。『実紀』によれば、四日の能は予定通り行われたが、拝見の儀が十三日に延期されたもの。拝見の諸侯は綱紀のほか、尾張侯・水戸侯・保科肥後守正容・松平下総守忠雅。このほか『政隣記』にも当日の次第が見える。また、当日の詳しい番組が伊達文庫蔵『御能御囃子組』にあり、それによると、(賀茂(友之丞)・八嶋(間部越前守詮房)・野宮(將軍)・橋弁慶(將軍)・海人(中条丹波守直景)という番組であった。なお、前年一月に綱吉が没し、この時の將軍は家宣である。

あて先の中の村井豊後守は、宝永五年十二月に叙爵の台命が下り、出雲守から改名した親長のこと(『御親翰写』二、66)。

28 (正徳元年) 三月二十二日付宰相書状

〔御親翰写〕二、文書番号76)

去十九日秋元但馬守殿え聞番被招之、来廿一日御能被遊候間、可致拝見由被仰出之旨被申渡候。因茲、昨四時致登城候処、於御座間御目見、即於御三家方御同席御能拝見、其後御料理被下之。御能相濟、重箱・御料紙箱拝領之。重畳難有仕合候。右趣為可申聞如斯候。謹言。

正徳元敷 三月廿二日

宰相

- 本多 安房守殿
- 前田 近江守殿
- 村井 豊後守殿
- 奥村 伊予 殿
- 本多 図書 殿

正徳元年三月十九日の加賀藩聞番を通じての御能拝見の日限仰せ出でと、二十一日

の拝見・御饗膳・拝領物の次第。なお、本状と同日付・同文の書状(ただし宛先が、長又三郎殿(孝連)・横山監物殿(不明)・奥村数馬殿(温良)・本多木工殿(政質)・前田大炊殿(孝資)。署名に「御字御判」とある)が本書77番に収められているが、翻刻は省略する。

秋元但馬守喬知は月番老中。聞番とは幕府との連絡役を勤める藩の役人の称。三日後の二十五日に湯原十左衛門が聞番を勤めていることが『政隣記』に見えるが、二十二日に老中の下に出頭した聞番も彼であったとは限るまい。

『実紀』によるとこの日の能は奥舞台で上演され、御三家、綱紀と松平摂津守義行が召された由。伊達文庫蔵『御能御囃子組』に詳しい番組がある。それによれば能は(難波・忠度・三輪・望月・是界・鶴飼・熊坂)で、狂言は(粟田口・水汲新発意)。家宣は(三輪・是界)を演じ、ほかは間部越前守・中条丹波守などがシテを勤めた。(三輪)の後に中入があった。拝領物まで御三家と同格であったこと、先規のごとくである。なお、本条の内容とほぼ対応する記事が加賀藩史料所引『政隣記』に見える。

29 (元禄四年) 四月二十六日付加賀守綱紀書状

〔御親翰写〕一六、三八―四五①)

今度参府之砌、早速被成下上使、御懇之上意有之。去十五日於御座間、参勤之御礼申上候之処、難有御誼、其上内々御能拝見之儀奉願候通、牧野備後守殿被達高聴候処、近日拝見被仰付、自分之能も可被遊上覽之旨御直之上意、特奥村伊予・横山筑後御目見被仰付、重畳忝仕合候。且又昨廿五日於御座間御舞台、御家門方御能被入上覽候付而、手前二も可相勤之旨被仰出、首尾好勤之。此節も度々御前へ被召出、種々忝上意、殊更御手自御祝箱・御料紙箱拝領之、不存寄仕合誠以難有御事候。右之趣為可申聞如此候。謹言。

元禄四年 四月 二十六日

加賀守 綱紀

前田主税殿

元禄四年四月十五日の参勤御礼に際し、側用人牧野備後守成貞を通じて願ひ出していた御能拝見の儀が許され、併せて綱紀自身も能を命じられたこと、奥村伊予・横山筑後の両家老が拝謁を賜わったこと。また、二十五日には無事能を勤め、祝箱・料紙箱を拝領したこと。

『寄帳』によると、同年四月十一日に、前日の綱紀江戸参着を受けて上使戸田山城守が出向、十五日参勤御礼のところ御能拝見の許しと綱紀も舞うべき旨上意があり、二十五日本丸御能に参上、家臣辻市右衛門(御櫛役として召し連れた重賢。大小将組七百石)にまでも御料理を賜わった由。

この時の記録は『実紀』にも見えるが、それ以上に克明なのは『参議公年表』(加賀藩史料所引)である。すなわち、十五日はまず戸田山城宅に立ち寄ったうえで登城し



だが、御礼は綱紀一人が御三家や甲府宰相を指し措くような形で行われ、將軍（綱吉）自ら熨斗目を賜わり、綱紀の息災そのなごや国元よりの度々の使者呈上の大儀であったことなど上意があり、その後牧野備後よりの挨拶があつて御能のことが伝えられたという（伊予・筑後の御目見えはそれ以後か）。また、二十五日は戸田山城・保科肥後宅へ立ち寄つた後に登城、その日の番組は、（加茂（水戸宰相綱條）・兼平（甲府宰相綱豊）・東北（紀伊大納言光貞）・江口（尾張大納言光友）・源氏供養（尾張宰相綱誠）・葛城（加賀中將綱紀）・老松（紀伊宰相綱教）で、ワキや囃子方は五座の役者達であつた。綱紀の能の方も「御装束等迄相滞申義も無御座、御首尾迄能相調、御待合被遊候」というから、幕府側の周到な準備によつてである、混乱もなく無事に済んだようである。控えの座敷までも台子等を飾るなどの配慮が行き届いていた由で、かなりの厚遇であつたことが伺われる。五月四日には、拝領物の披露と称して、姻戚にあたる保科肥後守正容・浅野安芸守綱長らを招き、親世・宝生・金剛の各大夫による舞囃子や囃子方の一調一管、客人退出の後、引き続き囃子・仕舞が行われた。

30 (元禄六年) 十月二日付加賀守綱紀御印書状

〔御親翰写〕一六、三八一四〇

昨朔日、御三方え御講談・御仕舞被遊候条、四時可致登城之旨、前田御奉書付而、其時刻罷出候処、於御座間御目見、論語里仁篇御講釈被遊、手前にも大学之講読俄被仰付、經之第二節無異儀相勤候。其後於西湖間御料理被下之、重而御前え被召出、御前八丈織五十端拜領、殊御目録御手自頂戴之、度々御懇之上意重畳難有仕合冥加之至候。此段為二申聞如此候。謹言。

十月二日

加賀守 綱紀御印

奥村伊予殿  
前田備前殿

元禄六年十月朔日の拜聞拜見の次第。すなわち、前日の御奉書到来により登城し、御講釈論語里仁篇を拜聞の際、急に綱紀にも大学第二節（知止之章）を講釈せよとの下命があつて無事勤めたこと、ならびに御饗膳と御仕舞拜見、諸侯の仕舞のこと。

〔寄帳〕によれば、九月二十八日に綱紀より御講釈拜聞の儀を願ひ出たことを受けて、二十九日の奉書到来、翌朔日の登城となつたものようである。これも『実紀』よりは加賀藩史料所引『政隣記』が詳しい。

すなわち、里仁篇冒頭二段分の御講釈の後、俄かに綱紀が指名され大学の講釈を命じられたが、第一章は長すぎるので第二章からでよいとの上意があり、滞りなく勤めたところおほめの言葉にあつた。御饗膳の後に綱吉の仕舞六番を拜見、続いて家門および、綱紀・井伊掃部頭直該・松平讀岐守頼常の全員が仕舞を命ぜられ、綱紀は「芭蕉」のクセの上端から舞つた。その後には拝領の儀があり、將軍手ずから目録を賜わつ

た時にも、重ねて講釈につき「殊之外御出来之旨上意」があつたという。

31 (元禄十二年) 十二月十三日付宰相書状

〔御親翰写〕一六、三八一四〇

御端書 御親翰  
猶以御能組差越之申候。以上  
最前如申入候、先月廿六日四時可致登城之旨被仰出候付而、其節罷出候之処、追付於御座間御目見被仰付、無程御敷舞台二而御能被遊、御三人方御同席二而拜見被仰付、脇狂言之内御菓子被下之、松風相濟御中入之節、清湖間二而御料理被下之、重而御座間え罷通、追付自然居士之御能初、祝言相濟、御次え退、頓而御三人方一同二御前被召出、色羅紗五端御手自御目録頂戴之、誠以難有仕合候。且亦一昨十一日為上使以北条右近大夫殿御懇之上意殊御檜重拜領之、冥加至極之御事候。右之趣為可申聞如此候。謹言。

十二月十三日

宰相

本多安房守殿  
前田駿河守殿  
長 大隅守殿  
前田 主税殿  
前田 対馬殿  
村井 出雲殿  
奥村 伊予殿  
前田 備後殿  
本多 主殿殿

年号の後人注記がないほかは23とほぼ同文。23で「重而御座敷え罷通」とある部分が31では「重而御座間え罷通」となるのが唯一の相違。31の方が本来の形か。本状の内容に関わる詳しい解説は23を参照。